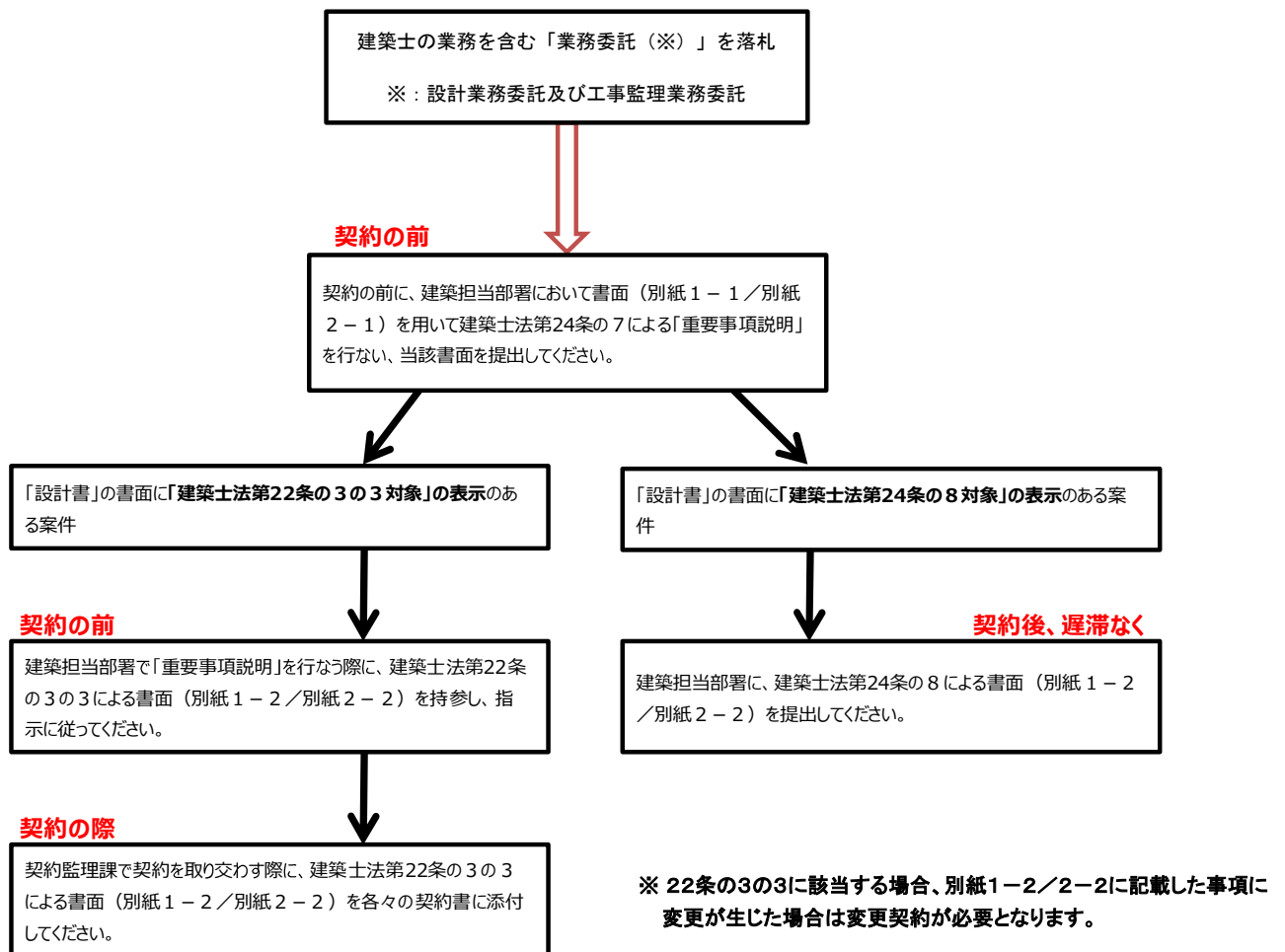


## 建築士の行う業務を含む業務委託に係る建築士法の手続きについて

「建築／設備／建設コンサルタント等の設計事務所（以下、設計事務所等）」が、建築士の業務を含む業務委託を受託する場合、上下水道局との契約に際して、建築士法に定められた下記事項の実施が必要です。

- ①第24条の7の定めによる「重要事項説明」
- ②延べ面積が300㎡を超える建築物の新築・増築・改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えの場合、第22条の3の3の定めによる「契約時の書面の相互交付」
- ③②以外の場合、第24条の8の定めによる「契約後遅滞なく書面を提出」

落札者決定通知書を受領したら、すみやかに施行担当課にて委託業務のうち建築を担当した部署を確認の上、建築担当部署で「重要事項説明」の手続きを行なうと共に、その後の手続きについて説明を受けてください。



業務・対象となる法令の組み合わせによる書式の適用

	建築士法24条の7	建築士法22条の3の3	建築士法24条の8
設計業務委託	別紙1-1	別紙1-2	別紙1-2
工事監理業務委託	別紙2-1	別紙2-2	別紙2-2

裏面もご覧ください

## 別紙 1 - 1 / 1 - 2 の提出に際し提示していただく資料等について

建築士法および建築士法施行規則によれば、各条では以下の事項を書面に記載することとなっています。

重要事項説明 (下記事項に関する書面提出も必要)	
①	作成する設計図書の種類
②	当該設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の建築士の区別
③	報酬の額及び支払の時期
④	契約の解除に関する事項
⑤	建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
⑥	建築士事務所の開設者の氏名
⑦	設計受託契約の対象となる建築物の概要
⑧	業務に従事することとなる建築士の登録番号
⑨	業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
⑩	設計の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

契約時の書面交付 (延べ面積が300㎡を超える建築物の新築・増築・改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えの場合)	
①	作成する設計図書の種類
②	当該設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の建築士の区別
③	報酬の額及び支払の時期
④	契約の解除に関する事項
⑤	建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
⑥	建築士事務所の開設者の氏名
⑦	設計受託契約の対象となる建築物の概要
⑧	業務に従事することとなる建築士の登録番号
⑨	業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
⑩	設計の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
⑪	設計又は工事監理の実施の期間
⑫	その他、設計の種類、内容及び方法

契約後速やかに提出 (左記 士法22条の3の3に該当しない場合)	
①	作成する設計図書の種類
②	当該設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の建築士の区別
③	報酬の額及び支払の時期
④	契約の解除に関する事項
⑤	建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
⑥	建築士事務所の開設者の氏名
⑦	設計受託契約の対象となる建築物の概要
⑧	業務に従事することとなる建築士の登録番号
⑨	業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
⑩	設計の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
⑪	設計又は工事監理の実施の期間
⑫	その他、設計の種類、内容及び方法
⑬	契約の年月日
⑭	契約の相手方の氏名又は名称

別紙 1 - 1 / 1 - 2 の書面に記載した事項について、証明しうる資料を提示してください。

② } 従事する建築士・建築設備士の方の建築士免許証等の写しを提示してください。  
⑧ }  
⑨ }

⑤ } 「建築士事務所登録証明書」の写し等、建築士事務所の名称・所在地・建築士事務所の区分（一級・二級・木造）・開設者（登録申請者）が判る資料を提示してください。  
⑥ }

☆また、建築士法第24条の7による重要事項説明を行なう際には、説明を行なう管理建築士等は建築士免許証を提示することとなっていますので、説明する方御自身の建築士免許証を御持参下さい。